



注射器・針は、家庭ごみで捨てることはできません!

家庭から出されるごみは、クリーンパークわかつぎに搬入して処理を行なっています。搬入されたごみは、資源のリサイクルのため、作業員の手作業により分別されています。

近年、注射器(針つき)が空缶や空びんなどの中に入れて出される事案が後をたちません。7月7日(木)の収集でも、ガラス瓶に入れられた大量の注射針が発見されました。

注射器は、感染性(医療)廃棄物に該当するため、家庭ごみと一緒に出すことはできません。

注射器や注射針は、医療機関などにおいて廃棄方法を確認の上、処理をお願いします。

問 地域振興課 ☎932-1438(ダイヤルイン)
☎932-1151(内線217)



注射器・針 発見状況(平成28年)	
発見日	内 容
1月20日(水)	注射針47本
2月 4日(木)	注射針49本
4月 7日(木)	注射針52本
7月 6日(水)	注射針40本

福岡地区合同公売会 in はこざき

福岡県および糟屋宗像地区の市町では、県税、市町税の滞納処分により差し押された財産(日用品や家電品など)を公売します。

入札を行い、落札した人は、代金をお支払いいただき、物品を持ち帰ることができます。

事前のお申し込みは必要ありません。

日 時

9月17日(土) 13時15分開場

場 所

福岡県粕屋総合庁舎
(福岡市東区箱崎1の18の1)



持参するもの

購入代金・本人確認できるもの(運転免許証など)・
印鑑・委任状(代理人の場合)

問 福岡県地方税収対策本部福岡地区特別対策班

☎641-0170

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokatiku-koubaikai-hakozaki.html>



- JR箱崎駅・JR吉塚駅から徒歩約10分
- 福岡市営地下鉄 箱崎宮前駅から徒歩約8分

平成29年度町立幼稚園・認定こども園(短時間)の入園児を募集します



▶ 入園資格と基準

●須恵町に居住(住民登録)し、次の期間に生まれた幼児

- ①3歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日
- ②4歳児 平成24年4月2日～平成25年4月1日
- ③5歳児 平成23年4月2日～平成24年4月1日

●保護者の責任で園まで送迎ができ、園教育に協力できること

▶ 保育時間

9時～15時(3歳児は14時まで)

▶ 保育料

世帯の町民税額により算定します。
(上限額は月額1万円)

▶ 給食費

月額 3千円

▶ 入園の決定について

3歳児は校区内に住所がある人を優先し、4・5歳児は①～③の要件の順に優先します。

- ①進級児 ②進級児の兄弟児
- ③校区内に住所がある人

※入園申し込みが定員を超えた園については、抽選により入園者を決定します。

※複数園の同時申し込みはできません。

▶ 申請書配布および受付期間

配布 10月3日(月)～14日(金)

受付 10月7日(金)～14日(金)

※配布および受付時間 平日9時～17時

▶ 申請書配布場所

各園または子ども教育課

▶ 受付場所

入園を希望する園に提出してください。

▶ 定員および入園説明会など

下表をご覧ください。

問 子ども教育課 ☎932-1459(ダイヤルイン)

	3歳児	4歳児	5歳児	入園説明会	抽選日	電話番号
アザレア幼稚園(※)	25人	35人	35人	10月5日(水) 10時～11時	10月26日(水) 3歳児 13時～ 4歳児 14時～	☎935-4755
南幼稚園	25人	70人	70人	10月7日(金) 10時～11時		☎933-2400
れいんぼー幼稚園	25人	70人	70人	10月4日(火) 10時～11時		☎937-6778

※アザレア幼稚園の定員については、保育士を充足でき次第変更予定です。

児童扶養手当の加算額が変わりました

「児童扶養手当法」の一部が改正され、平成28年8月1日から、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されました。加算額は、それぞれのご家庭の所得に応じて決定されます。

児童扶養手当の月額

	平成28年7月分まで	平成28年8月分から
子ども2人目の加算額	定額5,000円	全部支給 10,000円 一部支給 9,990円～5,000円
子ども3人目以降の加算額 (1人につき)	定額3,000円	全部支給 6,000円 一部支給 5,990円～3,000円

●平成28年8月分から加算額が増額されますが、平成28年8月から11月分の支給は平成28年12月です。

●平成29年4月から、子どもが2人以上いる場合の加算額にも物価スライド制(※)が導入されます。

※物価スライド制とは 物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制が導入されていますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入されます。

問 子ども教育課 ☎932-1459(ダイヤルイン)